

会 議 録 (要 旨)

会 議 名	第 6 回武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会
開 催 日 時	平成 2 7 年 1 0 月 2 2 日 (木) 午後 2 時～午後 4 時
開 催 場 所	市役所 3 0 1 会議室
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者：河津座長、長田副座長、野崎委員、吉富委員、栗原委員、高橋委員、小谷委員、堀越委員、若杉委員、佐藤委員、加藤委員、木下委員、大平委員、小川委員 欠席者：藤崎委員 事務局：健康福祉部長、地域福祉課長、避難行動要支援者計画担当課長、地域福祉課主査（地域福祉グループ）、地域福祉課主任（地域福祉グループ）、コンサルタント（2名）
報 告 事 項	(1) 第 5 回武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会の会議録（要旨）について (2) 第 5 回地域福祉計画策定懇談会における指摘事項について (3) その他
議 題	(1) 第四次地域福祉計画（素案）の検討について (2) その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	(1) 計画書に記載された表現について、「方や方々」を「人または人々」へ修正する。 9 ページ「(2) 情報提供と広報、啓発の推進」における冒頭 2 行について、わかりやすい内容へと修正する。 4 4 ページ基本視点における「本計画を「市民と事業者と市の計画」として位置づけ、」について、文言の削除を検討する。 5 6 ページ「市民活動見本市（仮称）」は正式名称に変更するとともに事業内容について検討する。 5 7 ページ「市内の事業者（所）にできること」における「ボランティアセンター」を正式名称に変更し、併せて「市民・活動団体にできること」の内容にも同様の内容を記載する。 9 1 ページイメージ図については、間隔を均等に修正する。 また、「市民・活動団体」を「市民（地域住民）」へと修正し、「保育所（園）、幼稚園」については、表記を改める。 資料編について、連携・協働機関等の情報の掲載を検討する。 (2) 本日の指摘事項について、事務局で修正を行い、文言等の最終確認は座長・副座長に一任し、その確認をもって、計画素案の決定とする。 今後のスケジュールについては、修正案のとおりとする。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。) (○=委員、●=事務局)	※ 議事進行前に事務局から配付資料の確認が行われた。 報告事項 (1) 第 5 回武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会の会議録（要旨）について【説明要旨】（参考「資料 1 第 5 回武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会の会議録（要旨）」、別紙「同（差し替え）」） ● 「第 5 回武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会の会議録（要旨）」については、資料 1 のとおりである。修正などがあれば、本日から一週間程度を目途に事務局までご連絡いただきたい。修正があれば修正の上、会議録（要旨）を確定し、武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針第 1 1 条及び第 1 2 条の規定に基づき、市政情

報コーナー及び市のホームページ上で公開させていただく。

なお、座長より予め会議録の修正点について連絡があり、本日、「第5回武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会 会議録（要旨）（差し替え）」を配付した。

修正内容は、7ページ一番下の行「大体就学校区」を「大体1中学校区」へ、また、8ページ一番上の行「1就学校区」を「1中学校区」へと修正した。

次に、8ページ5行目「国民的ケア」を「コミュニティケア」へと修正した。

次に、10ページ上から二つ目の座長の発言の3行目「リレーション・スペクトラム」を「自閉症・スペクトラム」へ、また、三つ目の座長の発言の冒頭の「リレーション」を「自閉症」へと修正した。

最後に、14ページ一番下の座長の発言の5行目「3,000人」を「1,500人」へと修正した。

修正箇所については、網掛けしているのでご確認いただきたい。

(2) 第5回地域福祉計画策定懇談会における指摘事項について

【説明要旨】

- 前回の委員会において委員の皆様から指摘があった箇所については、主に素案の文言の修正となっている。

こちらについては、次の議題で皆様に審議いただきたいと考えている。

【主な意見等】

- (座長) ただいま、事務局から報告があったが、何か意見等はあるか。
- 特になし。

(3) その他

- 特になし。

【主な意見等】

- 特になし。

議題

(1) 第四次地域福祉計画（素案）の検討について

【説明要旨】（参考「資料2 武蔵村山市第四次地域福祉計画（素案）」

【平成27年10月15日現在】、「別紙 第3章 計画の基本的な考え方（修正）」、「別紙 第5章 計画の推進と進行管理（修正）」）

- 本日お示しする「地域福祉計画の素案」は、ページ数も多いことから、これまでの策定懇談会でお示しした素案と比較し、変更した箇所を中心に、委員の皆様と市の策定委員から指摘のあった箇所も含めて説明する。

まず、「第1章 計画の基本的事項」から説明させていただく。

第1章については、3ページ「第1節 計画の基本的事項」、4ページ「第2節 計画の性格と位置付け」及び5ページ「第3節 計画の期間」で構成されている。

変更点としては、3ページ5段落目の4行目の「うかがえ」について、誤った漢字で記載していたため、ひらがなへと修正した。

次に、5ページ「2 他の福祉計画等の計画期間」において、「介護保険事業計画」の「画」の字が印刷の関係から抜け落ちてしまっ

いたものを修正している。

- （座長） ただいま、事務局から説明があったが、審議については、各章ごとに行いたいと考えている。まず、第1章について、何か意見等はあるか。
- 特になし。

- 続いて、「第2章 武蔵村山市の現状」について、説明させていただく。

第2章については、9ページ「第1節 地域福祉の現状」における「1 地域福祉の取組状況」の「(1) 相談体制の充実」について、市の策定委員より、生活保護世帯数の推移の表と本文との関係をよりわかりやすくすべき旨の指摘があり、本文の1行目に「生活保護世帯への支援だけでなく」の一文を追加している。

次に、10ページ「(3) 民生・児童委員の活動」について、委員より、主任児童委員が連携している行政機関は、保健所ではなく、保健相談センターや子ども家庭支援センターであり、代表で子ども家庭支援センターを記載すべき旨の指摘があり、文言を修正している。

次に、11ページ「(4) 市民活動への支援」について、委員より、ボランティア団体に所属している人数と個人ボランティアとして登録している人数は別々であることをわかりやすくすべき旨の指摘があり、ボランティア団体の構成員について、延べ8,421人の記載を追加している。

なお、「述べ」の漢字に誤りがあったため、正しい字である「延べ」に修正いただきたい。

また、「■市内に活動拠点を置くNPO法人数の推移」について、委員より、現状の表では、例えば、平成26年度には2法人が解散して、2法人が新規として設立しているといった法人数の増減が見えないため、表記の方法を修正すべき旨の指摘があり、年度末現在の法人数に加えて（ ）カッコ内に新設法人数を記載し、連動する形で備考の表記を追加している。

次に、12ページ「(7) 利用しやすい公共交通機関の整備」について、市の策定委員より、今後の内容となるので、「～しています。」ではなく、「～していきます。」といった言い回しに修正すべき旨の指摘と、箱根ヶ崎の「ヶ」は大文字が正しい表記なので、修正すべき旨の指摘があり、表記を修正している。

次に、14ページ「2 高齢者福祉及び介護保険事業等」における「(1) 高齢者の推移」について、平成27年の数値を平成27年1月1日現在の住民基本台帳の数値で統一して、新たに記載している。

なお、15ページ「(2) 認定者数の推移」及び17、18ページ「(1) 障害者（児）の状況」における平成27年度の数値については、現在主管課に問い合わせしているところであり、現状は未記入となっているため、ご理解いただきたい。

次に、19ページ「【コラム】 発達障害、高次脳機能障害、難病について」について、委員より、発達障害の説明について、変更前の記載内容では、自閉症の方全員が知的な発達の遅れがあるように読み取れてしまうこと、また、学習障害の説明についても、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論すること全ての発達の遅れがあるように読めてしまうことから、誤解を生まない表現へ修正すべき旨の指摘があり、自閉症の説明から「言葉の意味を理解できなかったり」の一文

を削除し、発達障害の説明の4行目を「例えば聞くことや、話す、読む、書く、計算のいずれかなど、又は推論する能力の習得と使用に困難を示す。」へと修正している。

なお、発達障害について、本来「高次脳機能障害」及び「難病」と同様の黒塗りの表題が付くところであるが、修正の関係上抜け落ちてしまっているため、ご理解いただきたい。

次に、21ページ「4 子育て支援」における、「(1) 子どもと子育て家庭の状況」の「① 年齢3区分別人口の推移」について、平成27年1月1日現在の住民基本台帳の数値を新たに記載している。

次に、25ページ「5 保健医療」における、「(1) 地域の保健医療体制」の「② 地域医療の充実」について、委員より、武蔵村山病院における認知症医療の取組について記載すべき旨の指摘があり、「また、武蔵村山病院では、認知症疾患医療センターを院内に設置し、認知症疾患に関する鑑別診断や専門医療相談等を実施しています。」の一文を新たに記載している。

最後に、26ページ「(3) 保健医療施策の取組状況」について、表題が「保健医療施設の取組状況」となっていたため、修正している。

- (座長) ただいま、事務局から第2章について説明があったが、何か意見等はあるか。
- 9ページの「(2) 情報提供と広報、啓発の推進」の冒頭2行がわかりにくい。「市民に必要な情報や相談窓口」が「ホームページ」に集約されるのか、ホームページや市報、パンフレットなどいろいろなことを指しているのか。
- (座長) 市民に必要な情報とホームページの件の2点について言いたいということだと思うが、分かりづらいので整理が必要である。
- こちらについては、分かりやすい表現に改めたい。
- (座長) 特に最近の若い人はすぐにスマートフォンでインターネット検索をするということで、ホームページの作り方は非常に大事である。他にはいかがか。私は以前、計画書は手紙ではないので「方、方々」という表現ではなく「人、人々」という表現にした方が良いと申し上げたが、今見た限りでも散見される。この件についてはいかがか。
- 再度、見直しをし、修正する。
- (座長) 事務局は、前回の指摘事項を反映したということであったが、19ページのコラムの内容について、指摘した委員はご覧になっていかがか。
- 事務局と相談し、資料を確認した。これで良い。
- 今更ながら恐縮だが、17ページからの等級の区分の表について、それぞれの等級が何を示しているかについて分かりづらい。15ページの要支援又は要介護の認定者数の推移の表では、「要支援」、「要介護」で構成されていて、それに相当するものは障害支援区分というもので区分1～6までであると思うが、そのようにした方が分かりやすいのではないかと感じた。
- 障害支援区分というのは、障害福祉サービスを利用される方に対してのものであって、中にはサービスを利用していない方で手帳を持っている方もいるし、私たちの作業所のようなところでは区分が示せないで、そのようにするには厳しいと思われる。
- 承知した。撤回する。
- (座長) 他に意見等はあるか。

○ 特になし。

● 続いて、「第3章 計画の基本的な考え方」について、説明させていただく。

第3章については、45ページ「第2節 計画の基本目標と施策の体系」における「1 計画の基本目標」の「基本目標2」について、市の策定委員より「ニーズに応えるまちづくり」にしてはいかがかとの意見があり、前回の懇談会で皆様にお諮りしたところ、「ニーズ」という表現について、「ニーズとは、求めるものであり、福祉における絶対的な必要性とはニーズを超えたものであるため、この表現は馴染まないのではないか。」という意見と、それに対して「ニーズという言葉は社会福祉の分野では昔からずっと使われている用語であり、問題ないのではないか。」という意見があり、座長より言葉のとらえ方については、個人の感覚の問題となるため、そういった意見を踏まえてここでは、ニーズは使わず「みんなが連携・協働できるまちづくり」にしてはいかがかとの提案があった。

先日開催された市の策定委員会において審議した結果、策定委員より、「基本目標1 みんなが参加してつくる福祉のまちづくり」と「基本目標2 みんなが連携・協働できるまちづくり」では、説明文も含めて同じことを表しているように見えてしまい、違いがわからない。そのため、第三次地域福祉計画の目標を踏まえた上で、基本目標2の表現を再度検討すべき旨の意見があったため、座長と調整した結果、基本目標1を「みんなが参加してつくる地域福祉のまちづくり」へと修正し、基本目標2を「福祉施策を総合的に進めるまちづくり」へと修正したいと考えており、本日修正資料を配付した。

こちらについては、資料をご覧ください、委員の皆様からご意見をいただきたい。

次に、「基本目標4」について、委員より、無理やり自立を促すのではなく、次の46ページ「取組の方向」でも「生活保護受給者の日常生活等支援」や「生活困窮者の自立支援」と示されているとおり、自ら自立したいという人を助ける方が良いのではないかとこの意見があったため、「自立を促進するまちづくり」から「自立を支援するまちづくり」へと表記を修正している。

○ (座長) ただいま、事務局から第3章について説明があったが、私から申し上げたのは基本目標1について、「みんなが参加してつくる地域福祉のまちづくり」に修正した。「みんなが参加してつくる」の部分については受け身ではなくもっと主体性を出そうという主旨である。「地域福祉のまちづくり」の部分については、修正前の「福祉のまちづくり」であると基本目標3のバリアフリーのまちづくりを福祉のまちづくりと呼んできた経緯があり、都の「福祉のまちづくり条例」が現在も生きていることから誤解を招きく恐れのある表現であるので、私から申し出てこちらの表現とした。

基本目標2については、庁内の委員会から「参加する」と「連携・協同」は似た意味になるのではとの意見を受け、検討した結果、内容が総合的に進めるというものであったことから「福祉施策を総合的に進めるまちづくり」へと修正した。基本目標1は、どちらかと言えば「市民」が主語になる内容であるが、基本目標2は「行政」が主語になる内容であるが、それでもよいのではないかとということでこのような案を作成した。

基本目標4については、無理やり自立させるのではなく個人の自己決定や決意を支えるということで「自立を支援する」という表現に修正した。他に何か意見等はあるか。

○ 44ページの3段落目「市民と事業者と市の計画」という文言について、「市民と事業者と市の協働」ではないか。原案からこのようであったか確認したい。

● 基本的視点としては「市民と事業者と市の協働」をテーマとしていくということで謳っている。ご指摘いただいた部分は、あくまでこの計画の位置付けについてのことであるので、整合しなくても問題ない部分であり、第三次地域福祉計画の表現を踏襲したものである。

○ (座長) 委員としては「協働の計画」の方が主旨に合いそうということか。

○ その方が落ち着きが良いと感じている。

○ (座長) 本計画は表としては市の計画ではあるが、策定の過程としては市民との協働がある。そういう意味では「協働」を入れた方が主旨に合う気がする。

● 「協働」という主旨をどこかに取り入れるというのはできると思うが、本文を読むと位置付けに関する記述であるので、この計画自体を協働という文言に変更すると、日本語として意味が通りづらくなると思われる。いかがか。

○ (座長) 市としては「協働」という面を出すよりも、中心は市であって、そこに市民として、事業者として何ができるかということが付け加わる感じか。

● 3段落目は「三者の協働により目指します」と結んでいる。ご指摘いただいた部分については、あくまで計画の位置づけ、性質についての記述である。気になるようであれば「 」(カギ括弧)を取ってしまうというのはいかがか。

○ (座長) 社協のつくる市民活動計画と市民の計画という違いはどう理解したらよいのか。

● 現時点で社協の計画が出来上がっていないので、明確な線引きについて社協と話を詰めていないが、地域福祉計画は市民、事業者、市が協働して地域福祉を目指すということで、理念的な部分や総合的な部分を述べており、市の施策と皆様のできることを謳ったスタイルとなっている。社協の計画はより現場に近いというイメージを持っている。その地域、地区でどういった地域福祉を実現していくのかについて社協としてどのように関わるか、地域で活動している団体にどのように参画してもらいたいかという内容であると認識している。

○ (座長) 承知した。カギ括弧があることにとって関係性について疑問を生む。市民の計画としては市民活動計画があり、一方で事業者の計画というものはない。「市民」「事業者」「市」と3つ並べるのではなく「本計画を「市民と事業者と市の計画」として位置づけ」の部分を取ってしまう方がすっきりするのではないか。委員の皆様から意見がなければ預からせていただき、事務局と私で最終的に調整を図ることとしたい。いかがか。

○ 承認する。

○ (座長) 他に意見等はあるか。

○ 特になし。

● 続いて、「第4章 基本計画」について、説明させていただく。
第4章については、53ページ「第1節 みんなが参加してつくる

福祉のまちづくり」における「1 様々な地域福祉活動や交流の推進」の「【主な事業目標】の2つ目」について、市の策定委員より、「地域みんなでまちづくり会議」については、市が会議を設置するわけではなく、住民発意の会議に担当職員を派遣するものであるため、表記を修正すべき旨の指摘があり、事業名を「地域みんなでまちづくり会議の設置数」から「地域担当職員の派遣区域数」へと変更し、内容も修正している。

次に、60ページ「第2節 みんなが連携・協働できるまちづくり」における「1 福祉教育の推進と担い手の育成」の「【主な事業目標】」について、委員より、市内小・中学校が交流している特別支援学校は、都立村山特別支援学校だけではなく、都立羽村特別支援学校とも交流をしているので、併記すべき旨の指摘があり、59ページの【主な取組】における「(1) 福祉教育・福祉学習の推進」の文言を「今後、副籍制度により都立村山特別支援学校や都立羽村特別支援学校等と小中学校の児童・生徒が交流を図る中で」へと文言を修正したいと考えているので、ご理解いただきたい。

次に、73ページ「第3節 安全・安心なまちづくり」における「1 福祉のまちづくりの推進」の「(2) 公共交通機関の整備とバリアフリー化、ユニバーサルデザインの促進」について、こちらも先ほどと同様に「箱根ヶ崎」の「ヶ」の字を修正しているが、印刷の誤りで箱根ヶ先崎になっているので、「先」の字を削除いただきたい。

次に、77ページ「市民・活動団体にできることの検討」の「○シロマルの4個目」について、市の策定委員より、宿泊防災訓練という表記は、都立高校のみで行っている行事に対して全ての人に参加できるかのような誤解を招く可能性があり、削除してはいかがかという指摘があったため、防災安全課と調整し、文言を削除して前回の懇談会にて委員の皆様へお示ししたところ、削除については見直すべき旨の意見があった。

これらを受け、事務局としては、再度防災安全課と調整を行い、宿泊防災訓練も含めた防災訓練等に参加した若い世代の経験を生かして地域に貢献していただきたい旨の内容にすることで、全ての人に該当すると考えられることから、「総合防災訓練等へ若い世代の参加を促すとともに、習得した知識などを地域の防災活動に生かし、防災意識を高めることで災害時に備える。」という表記に修正したので、ご理解いただきたい。

次に、79ページ「3 支援のための制度の周知等」における「(2) 権利擁護事業の充実」について、市の策定委員より権利擁護センターに（仮称）がつくことはあっても、権利擁護センター機能に（仮称）がついているのはどういうことを意味しているのかとの指摘があり、主管課で事業内容を検討した結果、当初の通り権利擁護センター（仮称）の設置を事業目標として掲げることとしたので、ご理解いただきたい。

なお、この修正に連動して、取組名を「権利擁護センター（仮称）の設置」から「権利擁護事業の充実」へと見直し、80ページの「【主な事業目標】」の名称及び内容も修正している。

次に、84ページ「第4節 自立を支援するまちづくり」における「2 生活保護受給者への日常生活等支援」の「(2) 医療扶助の抑制」について、市の策定委員より、後発医薬品は、最近ではジェネリック医薬品と呼ぶ方が一般的ではないかとの指摘があり、取扱いについて確認したところ、昨今では、ジェネリック医薬品（後発医薬品）

と表記するものも多く確認されたが、長期総合計画との整合を図り、「後発医薬品（ジェネリック医薬品）」との表記に変更している。

なお、先日開催された市の策定委員会において、（仮称）という表記について、平成26年度は（仮称）であったものが平成27年度においては、既に正式名称を決定しているものについては（仮称）を削除すべき旨の意見があり、56ページの市民活動見本市、63ページの医療・介護連携推進協議会（仮称）の（仮称）を削除することとしたため、ご理解いただきたい。

- （座長） ただいま、事務局から第4章について説明があったが、何か意見等はあるか。
- 先ほど45ページの基本目標を変更するに伴って、51ページや58ページの節も表現が変更になるという理解でよろしいか。
- そのとおりである。
- 承知した。57ページの「市内の事業者（所）にできること」に記載のある「ボランティアセンター」は事業所内のボランティアセンターということによいのか。もしボランティア・市民活動センターのことを指しているのであればそのように記載するのがよろしいかと思う。ただ大きな事業所の中にはボランティアセンターを設け、サークル同士を結んでいる機能を持っているところもあるので、そちらの意味なのかと思っていた。
- 市の中の他のボランティア団体と連携をしていただきたいという気持ちが強いのでボランティア・市民活動センターのことを指しているが、今いただいたご意見も魅力的だと感じた。市内にもそのような規模の事業所について情報があればご教示願いたい。
- 今のところそのような情報は得ていない。ただ、できる可能性はあるだろうとは思っている。
- では、一旦は文言を修正し、記載することが可能であれば追加することによってさせていただきたい。
- （座長） 「市民・活動団体のできること」の中にも「地域活動センターに登録し」という文言は入れなくてよいか。企業としてそのような活動をしているものもあるかもしれないが、企業にいながら個人で活動している方もいるだろう。個人で活動している方については、市民活動センターに登録するのが望ましいという考えはあるのか。
- なるべく登録していただけるとありがたいと考えている。座長のご指摘の通りであるので記載したい。
- （座長） 市民活動センターとして一つのまとまりをもって活動することに、今後積極的意味を求めるのであれば、市民や活動団体と社内のそうしたグループとは同じ扱いをした方が良い。
- 56ページの「市民活動見本市（仮称）」は、（仮称）をとるということだが、実行委員会に置いて正式名称が「市民発元気フェスタ！！」に決定したため、修正していただきたい。
- 前回の策定委員会でも協働推進課から正式名称への変更について了解を得ているので、修正する。
- （座長） 今のご指摘の部分は、当面は、団体や企業、NPO法人などが「出会いPRをする」というところまでなのか。
- 最初はお互いに興味を持ちあうところまでだが、実際はそこから協働へと進んでいけばよいと思っている。我々はそのコーディネートをやっていきたいと思っている。
- （座長） 連携や協働だともっとはっきりするのだが、「出会う」よ

りはもっと積極的な表現に変更してはいかがか。この部分では様々な団体がお互いに知り合って協働できるところはしていく、と同時に市民レベルでもいろいろな団体が活動しているということを知ってもらおうという2つの目的があるという理解でよいか。

● そうである。

○ (座長) 「NPO法人や企業等が相互に理解し合い、連携の方法を模索するとともに広く市民に活動をPRするため」等のような表現になれば2つの目的がはっきりすると思う。「出会う」は文学的な表現であると感じる。

○ 2つの目的が明確になるような表現に変えていただくようお願いしたい。

○ (座長) 事務局は当事者の委員とよく話し合って修正していただきたい。

○ 当事者の委員にお聞きしたい。「市民発元気フェスタ!!」の主旨は福祉か。

○ 福祉だけではなく、環境や国際交流に関するボランティアやNPO法人、企業などが広く参加している。しかし、福祉という縛りはないものの現状では福祉関係の団体が多い。

○ (座長) NPO法人法ができた時には、主たる活動内容は福祉関係と環境関係の団体ということで宗教的、政治的団体はダメということであったが、その後、国際交流も加わったということか。

○ そうである。NPO法人の主たる活動内容は、現在20個あり、当初に比べて増えてきている。いわゆる福祉というだけではない。

○ 私は「市民発元気フェスタ!!」ではなく、「福祉フェスタ」という名称であれば市民がすぐ内容を理解でき、関心も集まるのではないかと感じたとともに、そのフェスタがどの程度福祉に関わってくるのか疑問に感じたので質問させていただいた。

○ (座長) NPO法人の主たる活動内容については、もともとのスタート時は、福祉関係と環境関係であると規定されていた。さらに今は環境を良くすることも福祉だとする考え方もある。その考えに則れば環境と福祉は別物ではなく協力し合えるという面もあるということになる。また、高齢社会の中で地域に住み続ける人も増えるわけであるから、落ち着ける環境というものを目指すべきであろう。

本日が懇談会の最終回であり、この件について十分な議論をする時間がなかったが、次回の計画策定時にはこの辺りについての文言を盛り込んで良いのではないかと感じるとともに、現在それをされているボランティア・市民活動センターとしては、そうした狙いを旗印に掲げて良いのではないかと個人的には思っている。

市によってはキャッチフレーズに環境的な文言を入れるところもある。環境というと公園の作り方まで含まれる。今は児童福祉法に基づいた児童遊園から、高齢者でも誰でも使える都市計画法に基づいた街区公園という公園に切り替わっているという現状はある。

○ (座長) 他に意見等はあるか。

○ 特になし。

● 続いて、「第5章 計画の推進と進行管理」について、説明させていただく。

第5章については、91ページ「第1節 計画推進の体制」の「1 推進体制の考え方—適切な役割分担による計画の推進—」における、[連携・協働のイメージ図]がわかりづらいものであったため、事務局

で検討し、図の差し替えを行っているが、先日開催された市の策定委員会において、小・中・特別支援・高等学校や保健所は厳密に言えば市ではないため、無理やり3つの括りに位置付けてしまうことは誤解を招くのではないかと指摘や、この図では、3者の連携は表せても、例えば、市と児童相談所との連携といった同じ括り同士の連携が見えないため、元の図をわかりやすく表現する方が、良いのではないかと提案があり、再度事務局で検討し、本日修正資料を配付した。

次に、92ページ「2 期待される役割」における「社会福祉協議会の役割」の位置付けについて、市の役割と市民・活動団体の役割と事業者（所）の役割の順番を4章と合せるように並び替えを行った。

また、座長より、市民活動計画を作成するのが社会福祉協議会の役割と考え、社協は、本来は市民団体が集まったものとして、市民・活動団体の役割に位置付けられることが望ましいが、現在の社会福祉協議会は、事業型ということで、多くの社会福祉事業を行っており、事業者として位置付けることも間違いではなく、位置付けについて検討すべき旨の指摘があり、事務局で検討した結果、成り立ちとしては、市民団体の性質があるが、現在では、多くの社会福祉事業を受託、実施している事業規模の大きい社会福祉法人であること等から、どちらかといえば、事業者（所）に分類されるものであると考え、事業者（所）の役割の下に※（コメジルシ）として表記している。

なお、先日開催された市の策定委員会より第三次地域福祉計画と期待される役割に変更がないのであれば、市民と事業者と市の計画なので、従来通りの表記の順番の方が良いのではないかと意見があり、事務局で再度検討した結果、順番については、当初のとおり市民・事業者・市の順番に戻し、本日修正資料を配付したため、ご理解いただきたい。

- （座長） ただいま、事務局から第5章について説明があったが、何か意見等はあるか。私からは、社会福祉協議会の役割について、地域福祉の推進を図る中心となる団体であるということが基本だと思っているため、その中に事業をやるということが含まれているので事業も実施してはいるが、他の団体と競い合って事業をやるというよりもあくまで中心となる団体ということである。そのために市民活動計画をつくることも役割となっている。

このことから、どちらが軸足かと言えば私としては「市民」だと思うが、このようにどちらにも分類しない書き方であれば特に問題はないと思う。社協代表の委員はいかがか。

- 私もどちらかと言えば市民活動団体の一部という認識であるが、私たちの団体は市民を主体としているが行政も生みの親である。よって、個々の図式に当てはめるのは難しいと感じているが、今回訂正された位置づけで良いと思う。

- （座長） 長い歴史の中では行政の下請け的な役割を担ってきたということがあるわけだが、本来的には行政と拮抗する立場、市民の代表の集まりであるわけなので、その軸足をいい加減にはいけない。事業所には企業が含まれるわけであるが、企業は本来株主の利益のために働く団体であるので、そこは大きく違う。92ページの「2 期待される役割」で「市の役割」、「市民・活動団体の役割」、「事業者（所）の役割」の順番を変えたということだが、これについてはいかがか。

- 第1章、第2章、第3章においては、「市民」、「事業者

(所)」、「市」という流れできており、第4章では市の施策を中心とした内容であることから「市」、「市民」、「事業者(所)」という順になっている。当初は、第4章から第5章へという流れもあり、第4章と順番を同じくした方が読みやすいと考えていたのだが、先日市の策定委員から役割が変わらないのであれば、第4章だけを市の施策の内容であることを理由に入れ替えた方が良いのではないかという意見があり、第5章での順番を修正したという経緯となる。

- (座長) 92ページの「市の役割」で最後に「行政の縦割りをなくし、横断的な解決を図ります」という決意が入っているのは大変評価したい。
- 図について、各主体間の間隔を均等にしていきたい。
- そのように配慮したい。
- 市民・活動団体とボランティア団体の整理をつけた方が良いのではないか。
- (座長) どのように整理をつけるか。
- 市民・活動団体とボランティア団体には個人で活動をされている人が含まれるのだろうと思った。
- (座長) NPO法人は会員という形だが、ボランティアの方は個人で団体に参加したり、個人が直接施設・病院等に行つてというのもある。
- 我々はよくボランティア団体とNPO法人を含めて「市民活動団体」として整理している。
- 第三次地域福祉計画を見ると「市民(地域住民)」という位置づけであったのを事務局で調整して、「市民(活動団体)」というイメージで「市民・活動団体」と表記した。紛らわしい表記をしてしまった。活動団体という文言は第4章の、各主体にできることを記載する箇所で「市民・活動団体にできることの検討」としていることからきている。
- (座長) 保育所についてはそれが正式であるから「(園)」は削除して、制度としてスタートしている認定こども園を加えた方が良い。
- そのようにしたい。また、この「市民・活動団体」の表記については、元は市民をイメージしたものであったということと、活動団体にはNPO法人やボランティア団体も含まれることから「活動団体」を削除し、第三次地域福祉計画と同じ表記に修正させていただきたい。
- そうすると「市民(地域住民)」になるということか。
- そのようにしたいというのが事務局の意見である。
- 私としてはこのイメージ図が根本的に良くないと考えている。福祉には縦軸と横軸があり、縦軸は年齢的なもので横軸は同年代で1つの福祉という平面を形成している気がする。座標的にみれば必ずこの事業所が当てはまるだろうというようなことが見えてくる。今の図であると具体的なイメージが湧かない。
- (座長) それであると横軸を何にするかが非常に難しいであろう。経済的な軸を横に取ったとしても、ある一面しか捉えられない。全ての子どもから高齢者や障害者を分かるように一つにするというのは非常に難しい。
- 前の三角形よりはこの円の方が分かりやすいと思う。円は「輪」をイメージさせる。「輪」というのは福祉でよく使う。車輪のように皆がつながって一つで回っていくというイメージもある。
- (座長) 各団体の情報(名前、住所、ホームページアドレス等)は巻末に載るのか。せめてこの図にある団体は索引できるように出来た

ら良い。

○ 92ページの「(3) 市の役割」の中で、市民および事業者の地域福祉に関する活動について「自主性・積極性を尊重する」ということだが、具体的にどのようなことを指しているのか。また、「参加しやすい機会や分かりやすい情報の提供」とは市報のことなどを指しているのか。

● 市民は様々な活動をしていると思うが、市でできることであれば支援をしていくということである。

○ その支援の内容を具体的に知りたい。

● 54ページのコラムで説明させていただいたように、「自助」「共助」「公助」という考え方があり、地域福祉の実現は市民の力あつてのものだと思っているので、地域の実情にあった活動を自発的に進めていただきたいというのは根底にある。しかしそうはいつでも団体だけでは難しい面もあると思われるので、市でも協働事業提案制度や内容にあった相談の部署の設置も行っているのでニーズを言っていたら我々の施策で対応できるものであれば対応していきたいというところである。

個別具体的な内容ではなく総論的に述べているのでご理解いただきたい。また、「参加しやすい機会や分かりやすい情報の提供」については、現状、我々の情報発信は市報が中心である。最近ではフェイスブックやツイッターを導入しているので、そうした端末を利用してイベントがある際にはお知らせしており、少しずつではあるが情報発信の機会は増えているということでご理解いただきたい。

○ 保育園としては、入所できないお子さんについてどうしたら手助けができるかというのが課題であると感じている。

○ (座長) 確かに、もっと地域の中で育てていけたらという思いはある。

○ 91ページのイメージ図の話に戻ってしまうのだが、座標で表現するというのは研究で方法論を述べる時などには良いと思うが、連携のイメージということであれば、市民も見ると計画であるし車輪の図式で良いと考える。

○ (座長) 他に全体を通じて意見等はあるか。

○ 進行管理について、PDCAサイクルの中で中間報告を設けているが、年度を決めた方が良いのではないか。

● 中間報告は3年後を考えているが、この計画書に文言として載せるかということは検討させていただきたい。

○ (座長) このようなことである。よろしいか。それでは次の議題の前に事務局で何かあるか。

● それでは、「資料編」について、説明させていただく。

「資料編」については、97ページ「1 武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会」、99ページ「2 武蔵村山市地域福祉計画策定委員会」、101ページ「3 計画策定までの経過」、105ページ「4 用語の説明(50音順)」で構成されている。先ほど座長から意見のあった、イメージ図に記載のある団体、機関等についての情報を資料に掲載することについては、ページ数を見ながら入れられるものについては入れていきたい。

○ (座長) 用語集とは別に入れるということか。車輪に見合う形で表をつくっていただきたい。

	<input type="checkbox"/> 非開示（根拠法令等： ）
庶務担当課	健康福祉部 地域福祉課（内線：154）

（日本工業規格A列4番）